

教育・保育提供体制の見込み量の見直しについて

1 中間見直しに係る考え方

内閣府通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」の概要

- ・内閣府の基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこと。
- ・把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこと。

2 推計児童数の増減状況（資料1－2参照）

過去の実績人口の動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法（コーホート変化率法）に基づいて算出しています。

児童数は、全市的には大きな乖離はみられないものの、区域ごとでは計画策定時の推計値と中間見直し時の推計値とに差があるため、計画の見直しにあたっては最新の値を用います。

3 支給認定割合等の見直し（資料1－3参照）

地域ごとに支給認定割合を算出し、過去5年間の実績の平均値から、今後の見込みを推計しています。

計画策定時の伸び率の見込みと比較すると、ほとんどの見込みが減少しており、量の見込みの算定に影響があることから、算出後の値に置き換えます。

4 量の見込みの見直し（資料1－4参照）

推計しなおした値を用い、下記の計算式により量の見込みを算定します。

【計算式】

量の見込み＝

区域ごとの推計児童数×認定区分ごとの教育・保育給付認定割合（推計値）

※地域生活圏における提供体制の確保という観点から、見直し後の計画においても第2期計画と同様に教育・保育の提供区域を7区域とします。

このページは白紙です